

社会福祉法人 無量壽会

特別養護老人ホーム 寶樹苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人無量壽会が開設する特別養護老人ホーム寶樹苑（以下「事業所」という。）が行う指定介護老人福祉施設（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用する高齢者（以下「入居者」という。）に対して適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 入居者の人権を尊重し、常に入居者の立場に立った施設サービスを提供する。
- 2 施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた、自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。
 - 3 家族や地域との結びつきを重視し、居宅サービス事業者及び他の介護保険施設並びに医療・保健・福祉等の関係機関団体との連携を基に事業を推進する。

(事業所の名称)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 1 名称 指定介護老人福祉施設 寶樹苑
 - 2 所在地 仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 施設に勤務する職員の員数は次のとおりとする。
- 1 苑長 1名
苑長は、施設の運営管理に当たるとともに、職員を指導監督して業務を把握する。
 - 2 副苑長 1名
副苑長は、苑長を補佐し、施設の運営管理に当たるとともに、職員を指導監督して業務を把握する。
 - 3 事務員 5名
事務員は、必要な事務を行う。
 - 4 相談員 1名以上
相談員は、入居者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に務め、入居者及びその家族に対し、相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
 - 5 計画担当介護支援専門員 1名以上
イ 介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）は、入居者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて、入居者が抱える問題を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべ

き課題を把握する。

ロ 介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者についての把握された解決すべき課題に基づき、サービスの提供にあたる他の職員と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意する事項を記載したサービス計画の原案を作成する。作成したサービス計画の原案は、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。

ハ 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービス提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに入居者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

6 医師 1名 [嘱託]

7 看護師 3名以上

8 介護職員 34名以上

介護職員は、入居者の自立支援及び日常生活の充実に資するようにサービス計画に基づき、入居者の心身の状況等に応じた介護サービスを行う。

9 管理栄養士 1名以上

イ 管理栄養士は、入居者の栄養並びに身体の状況、嗜好を考慮したものを適切な時間に提供する。

ロ 管理栄養士は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

10 調理員 12名

調理員は、管理栄養士の作成した献立に基づいて利用者の心身の状況に応じ適時適温に注意した食事の提供を行う。

11 機能訓練指導員（理学療法士） 1名 [嘱託]

機能訓練指導員は、入居者の身体状況及び精神状況を配慮して、日常動作機能の維持と改善を目的として実施する。

12 業務員 12名

業務員は、施設内外の整備整頓、運転業務を行う。

(入居定員)

第5条 特別養護老人ホーム寶樹苑の入居定員は、100名とする。

(入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容)

第6条 入居者への介護サービスについては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて、介護計画に基づき適切に行う。サービス提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他、入居者の行動を制限しない。

1 食事 管理栄養士が立てた献立により、入居者の嗜好を取り入れ、入居者の心身に配慮した食事を提供する。食事は、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して所定の場所で摂って頂くように努める。

食事時間 : 朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~

2 入浴 日中…週2回(入浴を実施できないときは、清拭にて対応)

3 排泄 排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を活用した援助を行う。

4 機能訓練 入居者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回

- 復又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 5 健康管理 医師（嘱託）の指示を受け、看護師が入居者の健康管理を行う。
- 6 その他自立への支援
- イ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。
 - ロ 生活の自立を考え、毎朝夕の着替えを行う。
 - ハ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容に努める。

（指定介護福祉施設サービスの利用料及びその他の費用）

第7条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定めによるものとする。

1 基準サービス利用料金（1日当たり）

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス料金から「介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）」と、食費と居住費の合計金額を徴収する。

（介護保険負担割合が1割の場合）（1単位=10.27円）

○多床室に入居された方の料金表

要 介 護 度	要介護1 (589単位)	要介護2 (659単位)	要介護3 (732単位)	要介護4 (802単位)	要介護5 (871単位)
1. ご利用者の要介護度別の 単位数とサービス料金	6,049円	6,757円	7,517円	8,236円	8,945円
2. うち、介護保険から給付 される金額	5,444円	6,090円	6,765円	7,412円	8,050円
3. サービス利用に係る自己 負担額（1－2）	605円	677円	752円	824円	895円
4. 食費	1日 1,500円 (第1段階300円 第2段階390円 第3段階① 650円 第3段階② 1360円)				
5. 居住費 (多床室)	1日 870円 (第1段階0円 第2段階・第3段階①② 370円)				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	2,975円	3,047円	3,122円	3,194円	3,265円

○個室に入居された方の料金表

要介護度	要介護1 (589単位)	要介護2 (659単位)	要介護3 (732単位)	要介護4 (802単位)	要介護5 (871単位)
1. ご利用者の要介護度別の 単位数とサービス料金	6,049円	6,757円	7,517円	8,236円	8,945円
2. うち、介護保険から給付 される金額	5,444円	6,090円	6,765円	7,412円	8,050円
3. サービス利用に係る自己 負担額(1-2)	605円	677円	752円	824円	895円
4. 食費	1日 1,500円 (第1段階300円 第2段階390円 第3段階① 650円 第3段階② 1360円)				
5. 居住費 (個室)	1日 1,186円 (第1段階320円 第2段階420円 第3段階①② 820円)				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	3,291円	3,363円	3,438円	3,510円	3,581円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
初期加算	30単位	308円	277円	31円	入所後30日を限度
外泊時費用加算	246単位	2,526円	2,273円	253円	1月に6日を限度
精神科医師加算	5単位	51円	45円	6円	
夜勤職員配置加算	13単位	133円	119円	14円	
栄養マネジメント強化加算	11単位	112円	100円	12円	
看護体制加算(Ⅰ)	4単位	41円	36円	5円	
看護体制加算(Ⅱ)	8単位	82円	73円	9円	
日常生活継続支援加算	36単位	369円	332円	37円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	225円	202円	23円	
療養食加算	6単位	61円	54円	7円	1日につき3食を限度。1食を1回とする。
退所前訪問相談援助加算	460単位	4,724円	4,251円	473円	入所中1回を限度
退所後訪問相談援助加算	460単位	4,724円	4,251円	473円	退所後1回を限度
退所時相談援助加算	400単位	4,108円	3,697円	411円	1回を限度
退所時情報提供加算	250単位	2,567円	2,310円	257円	1回を限度
退所前連携加算	500単位	5,135円	4,621円	514円	1回を限度
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位	30円	27円	3円	
看取り加算	72単位	739円	665円	74円	死亡日以前31~45日

看取り加算	144 単位	1,478 円	1,330 円	148 円	死亡日以前 4 ～30 日
看取り加算	680 単位	6,983 円	6,284 円	699 円	死亡日前日 及び前々日
看取り加算	1,280 単位	13,145 円	11,830 円	1,315 円	死亡日
科学的介護推進体制加算 (I)	40 単位	410 円	369 円	41 円	月 1 回算定
安全対策体制加算	20 単位	205 円	184 円	21 円	入所時に 1 回 を限度
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 8.3%を 乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等特定処遇改善 加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 2.7%を 乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等ベースアップ 等支援加算	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 1.6%を 乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 14%を 乗じた単位数 (2024 年 6 月 1 日より)				

(介護保険負担割合が 2 割の場合) (1 単位=10.27 円)

○多床室に入居された方の料金表

要 介 護 度	要介護 1 (589 単位)	要介護 2 (659 単位)	要介護 3 (732 単位)	要介護 4 (802 単位)	要介護 5 (871 単位)
1. ご利用者の要介護度別の 単位数とサービス料金	6,049 円	6,757 円	7,517 円	8,236 円	8,945 円
2. うち、介護保険から給付 される金額	4,839 円	5,413 円	6,013 円	6,588 円	7,156 円
3. サービス利用に係る自己 負担額 (1 - 2)	1,210 円	1,354 円	1,504 円	1,648 円	1,789 円
4. 食費	1 日 1,500 円				
5. 居住費 (多床室)	1 日 870 円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,580 円	3,724 円	3,874 円	4,018 円	4,159 円

○個室に入居された方の料金表

要介護度	要介護1 (589単位)	要介護2 (659単位)	要介護3 (732単位)	要介護4 (802単位)	要介護5 (871単位)
1. ご利用者の要介護度別の 単位数とサービス料金	6,049円	6,757円	7,517円	8,236円	8,945円
2. うち、介護保険から給付 される金額	4,839円	5,413円	6,013円	6,588円	7,156円
3. サービス利用に係る自己 負担額(1-2)	1,210円	1,354円	1,504円	1,648円	1,789円
4. 食費	1日 1,500円				
5. 居住費 (個室)	1日 1,186円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	3,896円	4,040円	4,190円	4,334円	4,475円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
初期加算	30単位	308円	246円	62円	入所後30日を限度
外泊時費用加算	246単位	2,526円	2,020円	506円	1月に6日を限度
精神科医師加算	5単位	51円	40円	11円	
夜勤職員配置加算	13単位	133円	106円	27円	
栄養マネジメント強化加算	11単位	112円	89円	23円	
看護体制加算(Ⅰ)	4単位	41円	32円	9円	
看護体制加算(Ⅱ)	8単位	82円	65円	17円	
日常生活継続支援加算	36単位	369円	295円	74円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	225円	180円	45円	
療養食加算	6単位	61円	48円	13円	1日につき3食を限度。1食を1回とする。
退所前訪問相談援助加算	460単位	4,724円	3,779円	945円	入所中1回を限度
退所後訪問相談援助加算	460単位	4,724円	3,779円	945円	退所後1回を限度
退所時相談援助加算	400単位	4,108円	3,286円	822円	1回を限度
退所前連携加算	500単位	5,135円	4,108円	1,027円	1回を限度
退所時情報提供加算	250単位	2,567円	2,053円	514円	1回を限度
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位	30円	24円	6円	
看取り加算	72単位	739円	591円	148円	死亡日以前 31~45日
看取り加算	144単位	1,478円	1,182円	296円	死亡日以前 4~30日
看取り加算	680単位	6,983円	5,586円	1,397円	死亡日前日

					及び前々日
看取り加算	1,280 単位	13,145 円	10,516 円	2,629 円	死亡日
科学的介護推進体制加算 (I)	40 単位	410 円	328 円	82 円	月 1 回算定
安全対策体制加算	20 単位	205 円	164 円	41 円	入所時に 1 回を限度
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 8.3% を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等特定処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 2.7% を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 1.6% を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 14% を乗じた単位数 (2024 年 6 月 1 日より)				

(介護保険負担割合が 3 割の場合) (1 単位=10.27 円)

○多床室に入居された方の料金表

要 介 護 度	要介護 1 (589 単位)	要介護 2 (659 単位)	要介護 3 (732 単位)	要介護 4 (802 単位)	要介護 5 (871 単位)
1. ご利用者の要介護度別の単位数とサービス料金	6,049 円	6,757 円	7,517 円	8,236 円	8,945 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,234 円	4,736 円	5,261 円	5,765 円	6,261 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1,815 円	2,031 円	2,256 円	2,471 円	2,684 円
4. 食費	1 日 1,500 円				
5. 居住費 (多床室)	1 日 870 円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,185 円	4,401 円	4,626 円	4,841 円	5,054 円

○個室に入居された方の料金表

要 介 護 度	要介護1 (589 単位)	要介護2 (659 単位)	要介護3 (732 単位)	要介護4 (802 単位)	要介護5 (871 単位)
1. ご利用者の要介護度別の 単位数とサービス料金	6,049 円	6,757 円	7,517 円	8,236 円	8,945 円
2. うち、介護保険から給付 される金額	4,234 円	4,736 円	5,261 円	5,765 円	6,261 円
3. サービス利用に係る自己 負担額 (1 - 2)	1,815 円	2,031 円	2,256 円	2,471 円	2,684 円
4. 食費	1 日 1,500 円				
5. 居住費 (個 室)	1 日 1,186 円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,501 円	4,717 円	4,942 円	5,157 円	5,370 円

○加算 (1 単位=10.27 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
初期加算	30 単位	308 円	215 円	93 円	入所後 30 日 を限度
外泊時費用加算	246 単位	2,526 円	1,768 円	758 円	1 月に 6 日を 限度
精神科医師加算	5 単位	51 円	35 円	16 円	
夜勤職員配置加算	13 単位	133 円	93 円	40 円	
栄養マネジメント強化加算	11 単位	112 円	78 円	34 円	
看護体制加算 (I)	4 単位	41 円	28 円	13 円	
看護体制加算 (II)	8 単位	82 円	57 円	25 円	
日常生活継続支援加算	36 単位	369 円	258 円	111 円	
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位	225 円	157 円	68 円	
療養食加算	6 単位	61 円	42 円	19 円	1 日につき 3 食 を限度。1 食を 1 回とする。
退所前訪問相談援助加算	460 単位	4,724 円	3,306 円	1,418 円	入所中 1 回を限度
退所後訪問相談援助加算	460 単位	4,724 円	3,306 円	1,418 円	退所後 1 回を限度
退所時相談援助加算	400 単位	4,108 円	2,875 円	1,233 円	1 回を限度
退所前連携加算	500 単位	5,135 円	3,594 円	1,541 円	1 回を限度
退所時情報提供加算	250 単位	2,567 円	1,796 円	771 円	1 回を限度
褥瘡マネジメント加算 (I)	3 単位	30 円	21 円	9 円	
看取り加算	72 単位	739 円	517 円	222 円	死亡日以前 31~45 日
看取り加算	144 単位	1,478 円	1,034 円	444 円	死亡日以前 4~30 日

看取り加算	680 単位	6,983 円	4,888 円	2,095 円	死亡日前日及び前々日
看取り加算	1,280 単位	13,145 円	9,201 円	3,944 円	死亡日
科学的介護推進体制加算 (I)	40 単位	410 円	287 円	123 円	月 1 回算定
安全対策体制加算	20 単位	205 円	143 円	62 円	入所時に 1 回を限度
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 8.3% を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等特定処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 2.7% を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 1.6% を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 14% を乗じた単位数 (2024 年 6 月 1 日より)				

※経管栄養も食費に含む

「特定入所者介護サービス費」制度

(介護保険負担限度額認定証を交付されている方は、下記の表のとおり負担が軽減される。)

区 分	居住費		食 費
	多床室	個 室	
利用者負担 第 1 段階	0 円	320 円	300 円
利用者負担 第 2 段階	370 円	420 円	390 円
利用者負担 第 3 段階①	370 円	820 円	650 円
利用者負担 第 3 段階②	370 円	820 円	1,360 円
利用者負担 第 4 段階	870 円	1,186 円	1,500 円

○なお、入居期間中に入院、又は外泊した場合の取り扱いについては、帰苑まで居室を確保しておくことを前提に、下記の居住費を徴収する。

※多床室の場合

1 ヶ月において連続した入院、又は外泊期間	6 日目まで (月をまたぐ場合は最大 12 日目まで)	7 日目以降 (月をまたぐ場合は最大 13 日目以降)
	利用者負担 第 1 段階	0 円
利用者負担 第 2 段階	370 円	870 円
利用者負担 第 3 段階	370 円	870 円
利用者負担 第 4 段階	870 円	870 円

※従来型個室の場合

1ヶ月において連続した入院、又は外泊期間	6日目まで (月をまたぐ場合は最大12日目まで)	7日目以降 (月をまたぐ場合は最大13日目以降)
利用者負担 第1段階	320円	1,186円
利用者負担 第2段階	420円	1,186円
利用者負担 第3段階	820円	1,186円
利用者負担 第4段階	1,186円	1,186円

- 2 施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものにかかる費用で、その入居者に負担してもらうことが適当と認められるもの。理髪サービス等、別紙の通り
- 3 その他事業の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供にかかる費用であって、その利用者に負担してもらうことが適当と認められる費用については、別紙「介護保険給付外サービス利用料金表」のとおりとする。
- 4 その他費用のかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に説明し、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入居者がサービス提供を受ける場合には、次の事項を守らなければならない。

- 1 居室及び共用施設、設備、器具等は本来の用途に従って大切に使用する。
- 2 身体及び身の回りの清潔、健康保持に努める。
- 3 火災予防に努める。
- 4 外出は、苑長の承認を受ける。
- 5 他の入居者、職員に対する迷惑行為を行ってはならない。
- 6 入居者は、施設内において、政治・宗教活動は行わない。

(緊急時における対応)

第9条 入居者が身体に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに看護師に連絡し、看護師から囑託医に連絡するとともに、家族に連絡する。また、苑長に報告し、適切な対応を図る。

当施設内において、入居者に損害が生じた場合は、速やかに入居者家族に対し連絡を行い、仙台市に報告する。また、原因を究明して、再発防止の対策を講じる。事故の原因が施設にある場合、事業者は速やかにその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について、入居者に故意、又は過失が認められる場合には、身元引受人と協議する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

担当者 係長 梅津 早苗

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを仙台市に通報するものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第11条 事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第12条 苑長は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えて定期的に、避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(就業環境の確保)

第14条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(契約の終了)

第15条 以下の場合、契約は自動終了となる。

- 1 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等に入所した場合
- 2 介護認定区分が、非該当（自立ないし要支援）となった場合。
- 3 平成27年4月1日以降に入所し、介護認定区分が、要介護1ないし2となった場合。ただし、以下の特列入所の要件に該当する場合は除く。
 - イ 認知症であることにより、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
 - ロ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
 - ハ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。

- ニ 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である。
- 4 入居者が死亡または、被保険者資格を喪失した場合
- 5 入居者がサービス利用料金の支払いを、1ヶ月以上遅延した場合
- 6 入居者が当施設や当施設の職員に対し、契約を継続しがたい背信行為を行った場合には、契約終了14日前までに文書で通知する。
- 7 入居者が病院又は診療所に長期入院が見込まれ、3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。または、入院後3ヶ月経過した場合、契約を終了することがある。
- 8 入居者が当施設のサービス内容、料金の変更に同意できない場合。
- 9 入居者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくは、他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなど、重大な問題を生じさせた場合
- 10 その他
 - 円滑な退所のため、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案して
 - イ 適切な病院若しくは診療所、介護老人保健施設等を紹介
 - ロ 居宅介護支援事業者の紹介
 - ハ その他保健医療サービス、又は福祉サービスの提供者を紹介する。

上記に伴う費用の発生について、

- イ 検査入院などで、6日以内の入院の場合及び外泊の場合
所定の費用を徴収する。(1日当たり介護保険負担割合が1割の場合は253円、2割の場合は506円の負担とする)
- ロ 入居者が契約終了後も、居室を明け渡さない場合は、本来の契約終了日から、現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金を徴収する。
- ハ 退所手続き完了後8日を経過して、ご利用者私物を預かる場合は1日1,000円の保管料を徴収する。

〈1日当たり〉

介護度別の介護費用全額	+	1,000円 (要介護度1)
食費・日用品費		1,250円 (要介護度2)
		1,750円 (要介護度3)
		2,000円 (要介護度4)
		2,250円 (要介護度5)
		2,500円 (自立又は要支援と判定された場合)

(その他施設運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た入居者及び家族等に関する情報を第三者に洩さない。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た入居者及び家族等の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情の受付)

第17条 苦情の受付について

1 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付ける。

○苦情受付窓口 : 梅津 早苗 (係長兼寶樹苑2階相談員兼介護支援専門員)
文屋 千愛 (寶樹苑1階相談員兼施設介護支援専門員兼介護員)
TEL 022-275-3786

○受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00
(ただし、12月29日から1月3日と、祝日は除く。)

○苦情解決責任者 : 苑長 只木 和彦

寄せられたご意見や苦情に対し、苑長が責任者となって関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努める。

なお、法人として、第三者苦情解決委員会を設置し、定期的に委員会を開催している。

・3名の方を委員として委嘱している。

北仙台地区民生委員2名 越後 洋子 加藤 秀夫
社会福祉法人無量壽会監事1名 犬飼 泰治

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行う。また、苦情ボックス(ご意見箱)を1階玄関ロビーおよび2階食堂内に設置している。

2 行政機関その他苦情受付機関

青葉区介護保険課	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目5-1
	電話番号	022-225-7211
泉区介護保険課	所在地	仙台市泉区泉中央2丁目1-1
	電話番号	022-372-3111
宮城野区介護保険課	所在地	仙台市宮城野区五輪2丁目12-35
	電話番号	022-291-2111
若林区介護保険課	所在地	仙台市若林区保春院前丁3-1
	電話番号	022-282-1111
太白区介護保険課	所在地	仙台市太白区长町南3丁目1-15
	電話番号	022-247-1111
宮城県国民健康保険 団体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目2-3
	電話番号	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町3丁目7-4
	電話番号	022-716-9674
仙台市介護事業支援課 施設指導係	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	022-214-8318

※12月29日から1月3日と、祝日は除く。

(協議)

第18条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人無量壽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成14年12月13日から施行する。
3. この規程は、平成15年 5月 1日から施行する。
4. この規程は、平成16年 8月23日から施行する。
5. この規定は、平成17年 4月 1日から施行する。
6. この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
7. この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
8. この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。
9. この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。
10. この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
11. この規程は、平成20年10月 1日から施行する。
12. この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。
13. この規程は、平成21年 9月 1日から施行する。
14. この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
15. この規程は、平成22年 5月 1日から施行する。
16. この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。
17. この規程は、平成23年10月 1日から施行する。
18. この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
19. この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。
20. この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
21. この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。
22. この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
23. この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
24. この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
25. この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
26. この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。
27. この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
28. この規程は、平成28年10月 1日から施行する。
29. この規程は、平成28年12月 1日から施行する。
30. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
31. この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
32. この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
33. この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。
34. この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
35. この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。

- 36. この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。
- 37. この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。
- 38. この規程は、令和 4年12月 1日から施行する。
- 39. この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 40. この規程は、令和 5年11月 1日から施行する。
- 41. この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

特別養護老人ホーム寶樹苑

介護保険給付外サービス利用料金表

下記の保険負担外サービスについて、ご利用された場合の利用料金は次の通りです。

品 目	単 位	単 価
通帳印鑑等管理費	1ヶ月	1,000円
証明書発行手数料(生計同一証明書等)	1部	100円
理髪サービス(調髪・顔剃り)	1回	2,000円
〃(調髪のみ)	1回	1,500円
〃(顔剃りのみ)	1回	800円
各種クラブ活動	材料費がかかった時	実費
遠足		実費
送迎(外出・外泊時)	1km 当たり	50円
ボックスティッシュ	1箱	100円
歯ブラシ(一般用)	1本	130円
〃(子ども用)	1本	120円
〃(歯茎用)	1本	270円
歯磨き粉(150g)	1個	170円
口腔ケア用スポンジ	1本	30円
口腔ケア用ウエットティッシュ	1本	850円
	詰め替え	640円
マウスウォッシュ	1本	500円
義歯洗浄剤	1箱	650円
義歯洗浄剤	1個	10円
乾電池	1本	40～150円
コンセント使用料	1品目	1日 10円
個人に資する特別な衛生材料費		実費
買物代行手数料	外部1回	300円
コピーサービス(白黒)	1枚	10円
コピーサービス(カラー)	1枚	50円
写真現像サービス	1枚	20円
石鹸	1個	60円
マスク	1枚	20円